

# インド SVB の概要と関連者からの輸入 における留意点

(2019年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

チェンナイ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）チェンナイ事務所が現地会計事務所 Grant Thornton India LLP に作成委託し、2019年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Grant Thornton India LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Grant Thornton India LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・チェンナイ事務所  
E-mail：INC@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

1. はじめに.....	1
2. 輸入における基礎知識.....	1
3. 手続き .....	2
4. その他留意点など.....	4
5. 参考資料.....	5
6. 参照法令.....	5

## インド SVB の概要と関連者からの輸入における留意点

### 1. はじめに

インドにおけるすべての物品輸入者は、輸入申告書 (Bill of Entry) を税関に提出する際に、輸出者が関連者か否かを届け出なければならない。2007 年関税評価規則 2 (2) に定める関連者 (後述 2.B 参照) からの輸入の場合、輸出者と輸入者の関係が輸入価格に影響を及ぼしているか否かが調査される。この輸入価格の妥当性を評価する税関の機関が SVB (Special valuation Branch) である。SVB はバンガロール、チェンナイ、コルカタ、デリー、ムンバイの税関に設置されている。SVB では、関連者からの輸入価格が不当に低いことにより、関税が過小評価されていないかが調査される。一方で、所得税における移転価格の観点からは、輸入価格が不当に高く設定され、インド子会社の利益が過少計上されていないかが調査対象となる。従って、国外関連者との取引のあるインド法人は、税関当局および移転価格当局ともに納得するような輸入価格を設定し、根拠資料を備える必要がある。本レポートでは、SVB での手続きの概略を解説し、関連者からの輸入に関する留意点を説明する。

### 2. 輸入における基礎知識

SVB の手続きを解説する前に、関税の算出根拠となる輸入評価額の算出方法や関連者の範囲を説明する。

#### A. 輸入評価額の算出

輸入評価額には、調整後の取引価格を利用する (2007 年関税評価規則 3 (1))。取引価格とは、インドへの輸出のために販売された物品に対する実際の支払総額で、通常は CIF (FOB+輸送費用+保険料) を取引価格として考慮する。

また、下記の項目を支払総額に加算または減算して取引価格を算出する (2007 年関税評価規則 10)。

- 加算
  - ✓ コミッションやブローカー費用
  - ✓ コンテナ費用
  - ✓ 包装費用 (材料費と人件費)
  - ✓ 材料、部品、道具、染料、金型、消耗品
  - ✓ 輸入品に係るロイヤルティー、ライセンス料
  - ✓ 輸入までの輸送費用
  - ✓ 販売に関連するその他の支払い

- ✓ 船積み、貨物取り出し、貨物取扱手数料（Loading, unloading Handling charge）
- ✓ 保険料
  
- 減算
  - ✓ 輸入後の建設、組立費用
  - ✓ インドでの税金費用
  - ✓ 輸入後の輸送費用
  - ✓ 輸入者から輸出者への輸入品とは無関係の配当またはその他の支払い

なお、取引価格によって輸入評価額が算出できない場合、控除価格（Deductive value、輸入国での販売価格をベースとする）や算出価格（Computed value、生産国での製造コストとマージンをベースとする）を利用する。

## B. 関連者の範囲

輸入者は関連者を特定し、どの輸入取引が SVB の調査対象になるかに留意する必要がある。下記が関連者の範囲である（2007 年関税評価規則 2（2））。

- 一方の企業の役員または取締役が、他方の企業の役員または取締役である場合
- 法的に認識されたビジネスパートナー関係
- 雇用者と被用者の場合
- 直接または間接的に、5%以上の議決権付き株式を相互に所有、支配、保有している関係
- 直接または間接的に、一方の企業が他方の企業を支配している場合
- 直接または間接的に、共通の第三者によって支配されている場合
- 同じ家族の構成員の場合

## 3. 手続き

### A. 手続きの概要（通達 No. 5/2016 customs）

本章では、SVB の手続きの流れを説明する。一連の流れは、税関による暫定評価、SVB による調査、裁定当局の選任となり、後者に進むにつれ輸入評価額の妥当性に疑義が生じており、輸入価格の更正命令の可能性が高くなる。

輸入者は通関時に輸入申告書（Bill of Entry）に加えて質問票“[別表 A（Annexure A）](#)”を税関に提出する。税関の担当官は別表 A に対する回答を検討した後、SVB にさらなる調査を依頼するか否かを決定するための暫定評価を税関審議官に提出する。

税関審議官が SVB の調査は不要と判断した場合、この時点で輸入者に参照番号が付与され、保証金の負担や輸入価格の更正なしで、物品を通関することができる。例えば、サンプル品や見本、免税品、10 万ルピー以下の輸入品（かつ、いずれかの年度で取引合計額が 250 万ルピーを超える場合を除く\*）の場合は、SVB による調査は免除される。

\* 「いずれかの年度 (in any financial year)」と規定されており、例えば当年度の 10 万ルピー未満の取引でも、前年度の取引合計額が 250 万ルピーとなっている場合には、いずれかの年度で取引合計額が 250 万ルピーを超えていることになるため、この当年度の 10 万ルピー未満の取引は、SVB の調査対象となる。

一方で、物品の輸入の際に輸入者から輸出者にロイヤルティー、ライセンス料を支払う場合、または、輸入品の再販売、処分、利用に関する対価を輸入者から輸出者に支払う場合、SVB による調査は、金額に関係なく必須となる。

参考までに別表 A の質問内容を下記に列挙する。

- 輸入品の価格は価格表を基に決定されるのか。
- 輸入者と輸出者の関係は取引価格に影響を与えるのか。
- 輸入者は取引価格が独立企業間価格であると説明できるか。
- 輸入品に関連してロイヤルティーまたはライセンス料を支払うか。
- 輸入品の再販売、処分、利用に関する報酬を一部、直接、または間接的に輸出者に支払う必要があるか。

税関審議官の通関書類の確認および輸入評価額に対する暫定評価の結果、SVB による調査が必要と判断された場合、税関審議官が SVB による調査を指示し、輸入者に関連資料と質問票“[別表 B \(Annexure B\)](#)”を 60 日以内に提出するように依頼する。もし輸入者が 60 日以内に別表 B など必要情報を提出できない場合、申告輸入評価額の 5% の保証金 (現金または銀行保証) を支払うことで、期限を更に 60 日間延長することができる。

SVB による輸入者への追加的な質問や資料の依頼を経て、SVB は調査報告書を作成する。SVB は税関審議官の承認を経て、調査報告書を税関に提出する。その報告書には、輸入者の提出情報、暫定評価、輸入評価額の妥当性に関する判断理由、関連者による価格への影響が記載される。もし SVB の調査報告書において輸入価格が国外関係者からの影響を受けていると判断された場合、税関の担当官は通達 (Show cause notice) を輸入者に発行する。また、裁定当局 (Adjudicating authority) を選任し、輸入評価額への影響を定量化し、輸入価格の更正に関する命令が発行される。

## B. スケジュール

手続き	期限
輸入者による輸入申告書および別表 A の提出	物品到着の翌日
審議官による SVB 調査の必要性の判断	輸入申告書の受領から 3 日以内
SVB 調査が必要な場合、輸入者による別表 B および必要資料の提出	提出依頼から 60 日以内 60 日以内に提出できない場合、申告輸入評価額に対して、5%の保証金（最長 3 カ月）を支払うことで提出期限を 60 日延長できる。
SVB による調査と調査報告書の提出	輸入者からの別表 B の提出から 2 カ月以内、延長可能。4 カ月以内に終了しない場合は、上級審議官に延長を申請可能。
調査報告書の中で輸入評価額に疑義が生じた場合、輸入者に通達（Show cause notice）を発行	調査報告書から 15 日以内
間接税・関税中央局(CBIC)が、輸入評価額に関する命令を出すための裁定当局を選任。裁定当局が、SVB の調査報告書と関連書類を基に輸入評価額への影響を判断し、必要であれば輸入評価額の修正を命令する。	-

## 4. その他留意点など

- 輸入申告書の事前申請：

自国消費用または倉庫保管用の物品については、その通関のために物品を運ぶ航空機、船、自動車税関に到着する日の翌日までに輸入申告書を提出しなければならないが、これは輸入申告書を輸入前に提出することを妨げない。SVB 調査対象の金額基準等の条件に該当する、またはしそうな取引を行う場合、事前に輸入申告書を提出することにより、税関が SVB による調査が必要かどうかを検討するための十分な時間があり、拙速な判断を避けることができると考えられる。

- 輸入評価額の妥当性を説明するための国外関連者の協力：

輸入者は国外関連者との関係が輸入価格に影響しないことを主張するために、輸入価格が、次の価格に近似していることを示さなければならない。

- 輸出者からインドにおける非関連者が輸入した同一または類似の物品の取引価格
- 輸出者からインドにおける非関事者が輸入した同一または類似の物品の控除価格  
→インドにおいて販売される物品の単価－利益－経費

- c. 同一または類似の物品に対する算出価格  
→原材料費+物品の加工費+利益+輸出のための経費

輸入者にとって輸出者の加工費、経費、利益に関する詳細を取得するのは難しいため、算出価格を基に輸入評価額を計算することは最も難しい。上記の三つの輸入評価額の計算方法を利用するために、国外関連者の協力が不可欠である。

- マーケット情報へのアクセス：

SVB が、輸入者が申告した輸入評価額を否認するケースが多くみられる。SVB は移転価格当局からマーケットデータを取得できるのに対して、輸入者は利用できる公開情報しか用いることができないため、両者の情報量には隔たりがある。

## 5. 参考資料

質問票の[別表 A](#)

質問票の[別表 B](#)

質問票の[別表 C](#)

## 6. 参照法令

Customs Valuation (Determination of Value of Imported Goods) Rules, 2007 :  
2007 年関税評価規則

Circular No. 5 /2016 –Customs : 関税通達 2016 年第 5 号